

資料 2 - 2

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
 ○障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 594 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 0010 : <u>20XX</u> 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 Foods and ornamental plants produced with the participation of persons with disabilities 1 適用範囲 この規格は、障害者が農林水産業における生産行程に携わった生鮮食品及び<u>これを</u>原材料とした加工食品並びに観賞用の植物について規定する。 2 （略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1～3.6 （略） 3.7 ノウフク加工食品 <u>4.2 に従い生産された加工食品</u> 3.8 （略） 4 要求事項 4.1 ノウフク生鮮食品 次の基準を<u>満たすものでなければならない</u>。 a) （略） b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答<u>できること</u>。 注記 2 （略） 4.2 ノウフク加工食品 次の基準を<u>満たすものでなければならない</u>。 a) 原材料として、<u>次の 1)又は 2)を 1 種類以上使用していること</u>。 1) 4.1 の基準に適合するものとして日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条又は第 30 条の規定によって格付された生鮮食品又は当該ノウフク加工食品を製造し、又は加工する者によって生産された 4.1 の基準に適合する生鮮食品 2) <u>1)を原材料として製造し、又は加工した加工食品</u> b) 原材料のうち、a)に規定するものについては、受入れから使用前まで、他のものが混ざらないよ	日本農林規格 JAS 0010 : <u>2024</u> 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 Foods and ornamental plants produced with the participation of persons with disabilities 1 適用範囲 この規格は、障害者が農林水産業における生産行程に携わった生鮮食品及び<u>これら</u>を原材料とした加工食品並びに観賞用の植物について規定する。 2 （略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1～3.6 （略） 3.7 ノウフク加工食品 <u>ノウフク生鮮食品を原材料として使用した加工食品</u> 3.8 （略） 4 要求事項 4.1 ノウフク生鮮食品 次の基準を<u>満たさなければならない</u>。 a) （略） b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答<u>できるものであること</u>。 注記 2 （略） 4.2 ノウフク加工食品 次の基準を<u>満たさなければならない</u>。 a) 原材料として、4.1 の基準に適合するものとして日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条又は第 30 条の規定によって格付された生鮮食品又は当該ノウフク加工食品を製造し、又は加工する者によって生産された 4.1 の基準に適合する生鮮食品<u>を、少なくとも 1 種類以上使用すること</u>。 b) 原材料のうち、a)に規定するものについては、受入れから使用前まで、他のものが混ざらないよ

う区分して管理していること。 4.3 ノウフク観賞用の植物 次の基準を<u>満たすものでなければならない</u>。 a) (略) b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク観賞用の植物の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答<u>できること</u>。 注記 2 (略) 5 表示 5.1 (略) 5.2 ノウフク加工食品 次の事項を包装・容器に表示しなければならない。 a)・b) (略) (削る。) (削る。) 注記 (略) 5.3 (略)	う区分して管理すること。 4.3 ノウフク観賞用の植物 次の基準を<u>満たさなければならない</u>。 a) (略) b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク観賞用の植物の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答<u>できるものであること</u>。 注記 2 (略) 5 表示 5.1 (略) 5.2 ノウフク加工食品 次の事項を包装・容器に表示しなければならない。ただし、d)にあっては、原材料として使用したノウフク生鮮食品と同一の種類の生鮮食品を使用する場合に限る。 a)・b) (略) c) <u>ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨</u> 例 2 障害者が定植・収穫したにんじん使用 例 3 ノウフク生乳で作った牛乳 例 4 ノウフクホタテ使用 d) <u>ノウフク生鮮食品及びノウフク生鮮食品と同一の種類の原材料を合わせたものの重量に占めるノウフク生鮮食品の重量の割合（ノウフク生鮮食品及びノウフク生鮮食品と同一の種類の原材料を合わせたものの重量に占めるノウフク生鮮食品の重量の割合である旨の表示を表示すること。）</u> 例 5 トマト（ノウフクトマト〇 %使用） 例 6 この商品に使用した鶏卵のうち障害者が生産に携わった鶏卵は〇割以上 注記 (略) 5.3 (略)
--	---